

法定相続人って誰のことですか？

A. 法定相続人は、法律で相続できると決められた家族です。配偶者は必ず相続人で、他は法律が定めた順位で決まります。

基本を知る

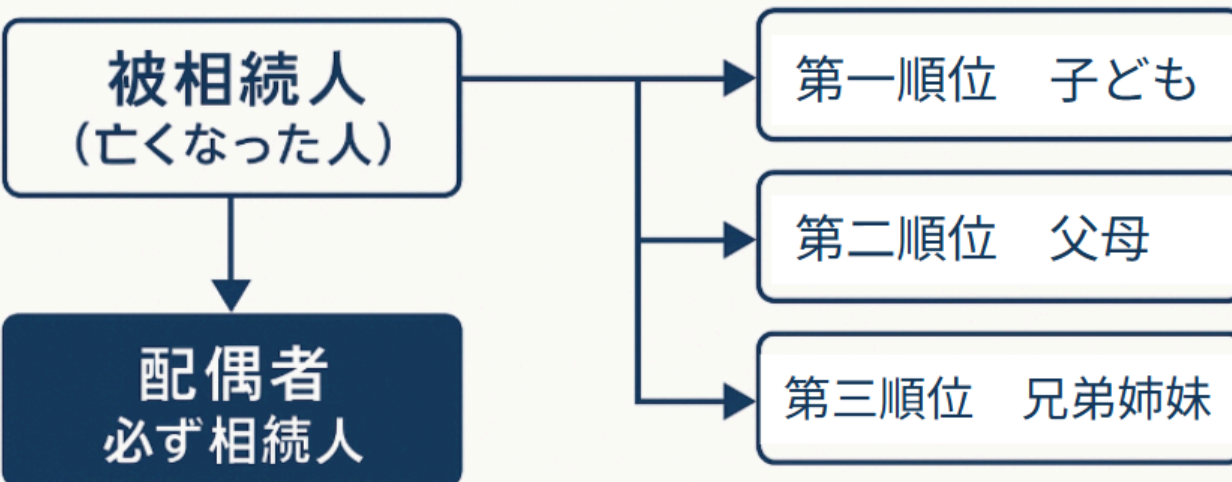
法定相続人とは、民法で相続する権利があると定められた家族のことです。相続税の計算では、この人数が「基礎控除額」に影響します。

- 配偶者(夫・妻)は必ず相続人になります。
家族構成に関係なく、常に相続人に含まれます。
- その他の相続人には法律上の“順位”があります

1. 第1順位: 子ども(実子・養子・代襲相続の孫など)
2. 第2順位: 父母(または祖父母)
3. 第3順位: 兄弟姉妹(代襲相続の甥・姪など)

※順位は「その時点で誰がいるか」によって適用されます。

※詳細な範囲は第2章で解説します。



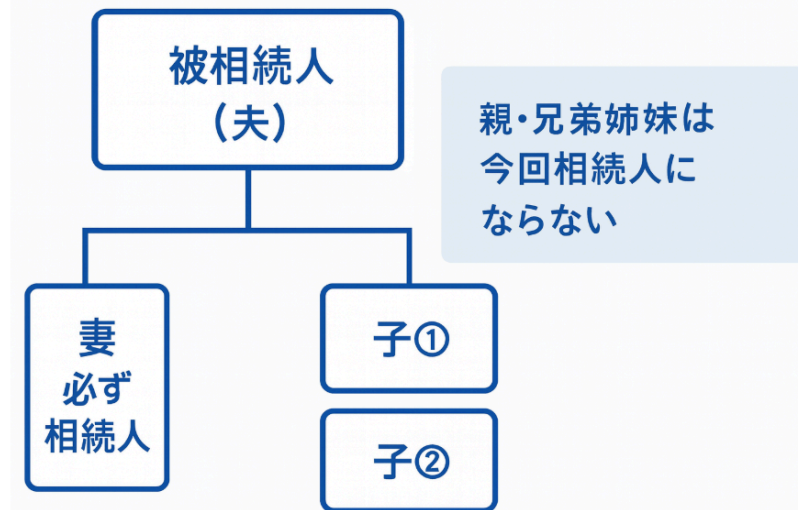
子どもがいる場合、第2・第3順位は相続人にならない

よくある誤解

- ×「親や兄弟は必ず相続人になる」
➡ 子どもがいれば、親や兄弟は相続人になりません。
- ×「配偶者が相続人になるかは状況次第」
➡ 配偶者は常に相続人です。

実例で学ぶ

夫が亡くなり、妻と子ども2人が残ったケースを見てみましょう。
このとき、法定相続人は何人となるのでしょうか？



この場合の法定相続人は「妻+子ども2人」の合計3人となります。
親や兄弟は、子どもがいるため相続人になりません。
そのため、相続税の基礎控除も「3人」で計算されます。

税理士からひとこと！

法定相続人の判断は、基礎控除額や納税額に直結するので非常に重要です。
ご家庭ごとに事情はそれぞれ異なるので、特殊な事例の取り扱いは第2章で解説します。